

生活福祉資金貸付制度

概要

生活福祉資金貸付制度の概要

【創設年度】 昭和30年度

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

【貸付対象】

低所得者世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）

障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯

高齢者世帯・・・日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

失業者世帯・・・生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯

【貸付資金の種類】

更生資金（生業費、技能習得費）、福祉資金（旧住宅資金含む）、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金、離職者支援資金、長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金、自立支援対応資金

【貸付金利子】

年3%

- 〔 ①修学資金、療養・介護等資金は無利子
②長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率〕